# 太平洋アソシエイツ会則

付則:運営事務細則



## 太平洋アソシエイツ会則

#### 第1章 総則

(名称)

本クラブは太平洋アソシエイツ(以下「クラブ」とい **第1**条 う)と称する。

#### (目的及び事業)

笹り冬

クラブは、株式会社太平洋クラブ(以下「会社 | という) が経営する又は業務提携を行うゴルフ場その他のリ クリエーション施設の内、会社がクラブに提供した施 設(以下総称して「施設」といい、個々の施設を「コー ス | という) を利用して会員相互の親睦を図り、併せて 健全なリクリエーション活動の普及発展に寄与する ことを目的とし、そのために必要な事業を営む。

#### (事務所)

第3条

クラブの事務所は、東京都に置き、必要な箇所に支部 を置く。

#### 第2章 会員

(会員の種類)

**笠** 4 冬 クラブの会員は次のとおりとする。

① 名誉会員

クラブに特別の功労のあった者で理事会が推薦 した者

② 特別会員

クラブ及び会社の操業、運営等に功績のあったも ので会社が推薦した者

③ 正会員

個人及び法人とし、第5条の定めるところにより 正会員の資格を取得した者

④ パーソナル会員

個人とし、第5条の定めるところにより、一身専属 の太平洋アソシエイッパーソナル会員(以下「パー ソナル会員」と略称する)の資格を取得した者

⑤ パーソナル会員「プラス I 」

個人とし、第5条の定めるところにより、その資 格を1回限りでその配属者、1親等以内の直系卑 属又はその配偶者に譲渡・相続して名義変更ので きる太平洋アソシエイツパーソナル会員「プラス Ⅰ」(以下「パーソナル会員「プラスⅠ」」と略称す る)の資格を取得した者

⑥ コーポレート会員

法人とし、第5条の定めるところにより、太平洋 アソシエイツコーポレート会員(以下「コーポ レート会員」と略称する)の資格を取得した者。

⑦ 平日会員

個人及び法人とし、第5条の定めるところにより 平日会員の資格を取得した者。

⑧ 移籍正会員

元ヒルクレストゴルフクラブの正会員 (個人及び 法人)で、第5条の定めるところによりクラブへ 移籍し、正会員の資格を取得した者。

9 移籍平日会員

元ヒルクレストゴルフクラブの平日会員(個人及 び法人) で、第5条の定めるところによりクラブ へ移籍し、平日会員の資格を取得した者。

#### (入会手続)

第5条

正会員としてクラブに入会を希望する者は、会社の定 める所定の申込手続を行い理事会の承認を受けた後、 会社に会社の定める入会金及び会員資格保証金(以下 「保証金」という。)を支払わなければならない。

- パーソナル会員、パーソナル会員「プラス I」、 コーポレート会員又はとしてクラブに入会を希 望する者は、会社の定める所定の申込手続を行い 理事会の承認を受けた後、会社に会社の定める入 会金を支払わなければならない。
- 正会員、パーソナル会員、パーソナル会員「プラス Ⅰ」、コーポレート会員、平日会員の資格は、前2項 に定める所定の金額の入金日の翌日から発生する。

(入会金)

第6条 入会金は会社の定める金額とし、いかなる場合もこれ を返還しない。

#### (保証金)

第7条

保証金は会社の定める金額とし、入金日から無利息に て20年間据置くものとする。

- 会員資格の譲り受けにより入会した会員につい ては、譲り受けた保証金につき、当該会員の入会 日から起算して無利息にて20年間据置くものと する。
- 保証金は、据置期間経過後、会員の会社への退会 届の提出を含む会則及び会社が別に定める細則 所定の退会手続終了後、会員の返還請求に基づき 速やかに返還するものとする。
- 会社は、天災地変・社会情勢又は経済状況の著し い変化その他会社にとって予測困難な事態が発 生した場合は、理事会の決議を得て、保証金の据 置期間を一定の期間延長又は返還を一定の期間 停止することができる。なお、この場合、会社は 第34条3項但書に定める方法で会員に通知しな ければならない。
- 会員は、会社の事前の書面による承認を得なけれ ば会員資格 (ゴルフ会員権) 及び保証金に担保設 定することができない。又、会員は、退会の前後 を問わず、事由の如何を問わず、会員資格 (ゴルフ 会員権)と分離して保証金・保証金返還請求権だ けを譲渡することができないものとする。

#### (反社会勢力の排除)

第8条

会社は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力 団関係者 (暴力団関係企業団体を含む。)、総会屋、社会 運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、 半グレ集団その他の暴力・威力・詐欺的手法を駆使し て経済的利益を得る集団又は個人、それらだった者、 それらの関係者(以下「反社会勢力」という)のクラブ への入会および施設の利用は認めないものとする。

#### (会員の権利義務)

第9条 会員は、会社の定める年会費をその請求に従って年1 回支払わなければならない。

- 会員は、前項に定める年会費のほか、会社の定め る使用料金・諸費用を支払って施設を利用するこ とができる。平日会員及び移籍平日会員は土曜 日、日曜日、祝祭日及びクラブが特別に定めた日 を除く平日に施設を利用する権利を有する。
- 会社は、会社の主催する競技会の開催その他必要 やむを得ないと認めた場合に限り、一定期間施設 の利用を制限することができる。会社は、施設に 余裕があるときは、会員の紹介等により又は紹介 を要せず会員以外の者に施設を使用させること ができる。この場合、会員以外の者から会社の定 める使用料金・諸費用を徴収するものとする。
- 会員は、ゲスト(非会員)を同伴又は紹介すること ができる。ただし、同伴又は紹介したゲスト(非 会員)のゴルフ場内における一切の行為につき、 当該会員は、その故意又は過失の有無を問わず、 会社に対して結果責任を負うものとし、ゲスト (非会員) の行為を当該会員の行為と見做して懲 戒を受けることがあり、ゲスト(非会員)と連帯し て会社に対して支払義務を負うことがあるもの とする。

#### (施設の一部の廃止等)

第10条

天災地変その他不可抗力の事態の発生、法令の改正、 社会情勢、経済状況の著しい変化、その他会社として 必要やむを得ない事由が生じた場合には、会社は施設 の一部又は全部を廃止し、あるいはその利用を制限す ることができる。

#### (会員資格の譲渡)

第11条 会員(名誉会員、特別会員、パーソナル会員、コーポレート会員を除く)は、会社が別に定める細則に基づき、その資格を他の者に譲渡することができる。ただし、会社は必要な場合、一定期間名義変更を停止することができる。

- 2 会員は入会日より2年間は名義変更することはできない。なお、相続及び合併・会社分割等の組織 再編に伴う名義変更はこの限りでない。
- 3 譲受人は、理事会の承認が得られた後、会社の定める名義変更手数料を会社に支払い、譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
- 4 法人会員が、その法人内部において登録人の変更 を必要とするときは、理事会の承認が得られた 後、会社の定める名義変更手数料を会社に支払う ものとする。
- 5 パーソナル会員「プラス I」がその資格をその配偶者、1親等以内の直系卑属又はその配偶者に譲渡・相続して名義変更するとき、譲受人は、理事会の承認が得られた後、会社の定める名義変更手数料を会社に支払い、譲渡人の権利義務のすべてを承継する。なお、当該譲受人は譲渡・相続ができない一身専属の終身会員となる。

#### (懲戒)

第12条

会社は、会員に次の各号のいずれかの事由あるときは、理事会の承認を得て、第14条の懲戒処分を科することができる。

- ① 本会則その他会社又は理事会が定めた規則に違 反したとき
- ② クラブの名誉と品位を毀損し又は会員として不 適当と認められる行為があったとき、もしくはク ラブの秩序を乱したとき
- ③ 反社会勢力であるときもしくはあったことが判明したときまたは会社が合理的根拠をもってそれらであると判断したとき
- ④ 会社が合理的根拠をもってハラスメント (パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントを含む。) に該当する行為があったと判断したとき
- ⑤ 入会申込時あるいは入会後に会社又はクラブへ の申告、届出に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 対価を得て又は対価を得ない場合であっても自ら営む事業に付随して反復継続して、自らが同伴しないゲストの予約をしたとき(商用利用)
- ⑦ 年会費その他会社が定める使用料金:諸費用、手 数料・諸代金の支払を3ケ月以上怠り、会社から催 告を受けてもなおその支払いをしないとき
- ⑧ 会員が、反社会勢力に該当する人物又は団体構成員を同伴または紹介したとき
- ⑨ 推薦保証して入会した会員が上記①~⑧の事由があったとき
- 2 会社が会員の懲戒を行う場合には、対象会員に十 分な弁明の機会を与えなければならない。

#### (懲戒の公表)

第13条

,会社は、会員に対して懲戒を行ったとき、クラブの名誉の保持・クラブの秩序維持・不祥事の再発防止等に資することを目的として、以下の各号にしたがって、一定の期間、ホームページの会員専用ページ・会報及びクラブハウス掲示板において、公表できるものとする。この公表については、個人情報の利用および個人データの第三者提供について会員の事前の同意があったものとみなすものとする。

- (1) 除名を行った場合
- (2) 刑事事件に係る事由(過失による交通事故を除く)により懲戒を行った場合
- (3) 特に会員の関心が高い事案又はクラブライフに 及ぼす影響の著しい事案について懲戒を行った 場合
- (4) 犯情が著しく悪い事案について懲戒を行った場合
- 2 公表する内容は、原則として次の各号とする。ただし(5)及び(6)については被懲戒者の名誉及びプライバシー等を考慮してその公表の必要性について慎重に判断しなければならないものとする。

- (1) 懲戒対象行為の概要
- (2) 徴戒の内容
- (3) 懲戒の理由
- (4) 懲戒年月日
- (5) 氏名
- (6) 顔写真
- 3 会社は、必要に応じて公益財団法人日本ゴルフ協 会等に前項各号の事実を通知できるものとする。 この場合、第1項柱書第2文を準用する。
- 4 会社は、必要に応じて他クラブからの照会に対し て第2項各号の事実を回答できるものとする。こ の場合、第1項柱書第2文を進用する。

#### (徴戒の種類)

第14条 会員に対する懲戒の種類は次のとおりとする。

- ① 戒告 口頭による厳重注意
- ② 譴責

①に加え、誓約書を提出させる

- ③ 山場資格停止 公式競技会および会社の指定する競技会・イベン トへの出場資格を一定期間又は永久に停止する。
- ④ 会員資格停止 最長2年とする。但し、処分後の反省状況等を考慮し、期間を短縮することもある。
- ⑤ 退会勧告 応じない場合には除名とする。保証金は第7条 の例に従い返還する。
- (6) 除名 保証金は第7条の例に従い返還する。ただし犯 情等により保証金の全部又は一部を没収するこ
- とができる。 2 会社は、第1項の処分に付随して被懲戒会員の全 部又は一部の施設の利用及び立入を禁止するこ とができる。
- 3 理事会は、その主催競技会につき前項③の処分を 行うことができる。
- 4. 会社は、第1項の処分において、退会勧告による 退会や除名処分の被懲戒会員に対し、退会後や除 名後も全ての施設への利用及び立ち入りを禁止 することができる

#### (会員の資格の喪失)

第15条 会員は次の場合その資格を失う。会員は、その資格を 失った時、その時点において会社に対して未払金額が ある場合は、これを直ちに支払わなければならない。

① 会員資格の譲渡 なお、名誉会員、特別会員、パーソナル会員は譲渡・相続ができない一身専属会員であり、又、コーポレート会員は譲渡できない法人会員である。

② 退会 なお、退会しようとする者は、会社所定の様式に よる届出書の提出により退会の意思表示を行う ものとし、その他会社が別に定める細則に定める 提出物を全て提出することにより、退会手続が完 了するものとする。

- ③ 除名
- ④ 死亡、解散
- ⑤ パーソナル会員「プラス I 」は次の場合にもその 資格を失う

会員が死亡した場合で配偶者及び1親等以内の直 系卑属(法定相続人)がいないとき

#### (相続・合併・会社分割による資格の承継)

第16条 相続・合併・会社分割による資格の承継は次のとおり とする。

① 会員(名誉会員、特別会員、パーソナル会員を除く)が死亡したときは、相続人は、理事会の承認を経た上で、会社が別に定める細則に基づきその資格を承継することができる。この場合相続人は会社の定める名義変更手数料を会社に支払うものとし、死亡した会員の保証金を含む権利義務のすべてを承継する。ただし、資格を承継することができる相続人は1名に限る。

② 法人会員が吸収合併又は新設合併により解散したとき若しくは会社分割を行ったときは、合併会社又は会社分割承継会社は、理事会の承認を経た上で、会社が別に定める細則に基づ。合併会社又は会社分割承継会社は会社の定める名義変更手数料を会社に支払うものとし、当該法人会員の権利義務のすべて(法人正会員については保証金を社が定める名義変更手数料のみを会社に支払うものとし、当該コーポレート会員の権利義務のすべてを承継する。

#### (パーソナル会員「プラス I 」へ移籍)

第17条 第5条の定めるところによりパーソナル会員の資格を取得した3年以内の者で、パーソナル会員「プラス I」へ移籍を希望する者は、太平洋アソシエイツの理事会の承認を受けた後、会社に会社の定める入会金を支払うことにより、会社が別に定める細則に基づきパーソナル会員「プラス I」へ移籍した会員については、パーソナル会員を退会する。なお、会社が、パーソナル会員「プラス I」の募集を停止したときは、パーソナル会員「プラス I」への移籍したときは、パーソナル会員「プラス I」への移籍は廃止する。

#### (休会)

第18条 会員は、会社が別に定める細則に定める事由に該当する場合には、会社に休会を申請することが出来る。

- 2 前項に定める休会は、理事会の承認により決定する。
- 3 休会中の年会費の取扱いについては、会社が別に 定める細則によるものとする。

#### (太平洋クラブへの移籍)

第19条 第5条の定めるところにより正会員、パーソナル会員、コーポレート会員の資格を取得した者で太平洋クラブ (マスターズ会員を除く)へ移籍を希望する者は、太平洋クラブの理事会の承認を受けた後、会社に会社の定める入会金及び保証金を支払うことにより、会社が別に定める細則に基づき太平洋クラブへ移籍することができる。太平洋クラブへ移籍した会員については、第6条の会社の定める入会金不返還規定及び第7条の保証金20ヵ年間据置規定の適用を受けないも

7条の保証金20ヵ年間据置規定の適用を受けないものとし、同会員は退会する。なお、移籍の廃止の期限については理事会の決議においてこれを定めることができる。

2 第5条の定めるところにより正会員、パーソナル会員、パーソナル会員「プラスI」の資格を取得した3年以内の者で、太平洋クラブパーソナル会員「プラスI」への移籍を希望する者は、太平洋クラブの理事会の承認を受けた後、会社に会社の定める入会金を支払うことにより、会社が別に定める細則に基づき太平洋クラブパーソナル会員「プラスI」へ移籍することができる。太平洋クラブパーソナル会員「プラスI」を掲奏した会員については、正会員、パーソナル会員「プラスI」を現今する。なが、太平洋クラブパーソナル会員「プラスI」の募集を停止したとき、本平洋クラブパーソナル会員「プラスI」への移籍は廃止する。

#### 第3章 クラブの組織等

#### (一般社団法人)

( 版社団(A人) 第20条 太平洋クラブ会則によるクラブとクラブ(太平洋アソシエイツ会則によるクラブ)と太平洋宝塚クラブ会則によるクラブ(3クラブを総称して「全クラブ」といい、それぞれのクラブを指して「各クラブ」という。)は、役員及び理事会を共通とし、各クラブの役員及び理事会は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき別途設立する「一般社団法人太平洋クラブ」(以下「本一般社団法人」という。)の役員及び理事会と同一の構成とする。

- 2 本一般社団法人の詳細については以下に規定する他別途「一般社団法人太平洋クラブ定款」の定めるところによる。
- 3 本一般社団法人の社員は、各コースの各分科委員会の分科委員の中から各1名程度、全クラブの存続・運営等に特別の功労があった会員から5名程度、各クラブの会員からの推薦に基づき会社の指名する者2名程度及び会社又は会社のグループ企業から5名程度とし、本一般社団法人の設立初期の社員は次の員数にて会社が指名する。
- ① 各コースの各分科委員会の分科委員から各1名程 度の合計15名程度
- ② 全クラブの存続・運営等に特別の功労があった会員から5名程度
- ③ 各クラブの会員からの推薦に基づき会社の指名 する者2名程度
- ④ 会社又は会社のグループ企業から5名程度
- 4 前項第①号の属性を持つ社員が分科委員を退任 しまたは会員資格を喪失した場合、第②号の属性 を持つ社員がその要件を満たさなくなったと会 社が判断した場合または会員資格を喪失した場 合、第③号の属性を持つ社員が会員からの推薦ま たは会社の指名のいずれかを取り消された場合、 第④号の属性を持つ社員が会社又はグループ会 社を退社した場合には、当然に本一般社団法人を 退社する。会社は、第②号、第③号および第④号 の社員が退社した場合には、遅滯なく退社した社 員と同様の属性を持つ会員を社員に指名しなけ ればならない。

#### (役員の定数)

第21条 役員は次のとおりとする。

名誉会長 1名

(会社又は会社のグループ企業に所属する者から選任する)

理事長 1名

(理事会の決議により理事の中から選任する)

理事 14名

(関東地区の会員から6名、関西地区の会員から2名、全クラブの存続・運営等に特別の功労があった会員から3名、会社又は会社のグループ企業から3名。この 員数には理事長を含み、名誉会長を含まない。) 監事 1名

#### (理事、監事の選任)

第22条 理事及び監事(以下「役員」という。)は、本一般社団法 人の社員総会によって選出する。ただし、名誉会長及 び監事候補者は会社が指名するものとし、又初期の役 員は会社において選任する。

#### (理事の職務)

第23条 名誉会長はクラブを統括する。

- 2 理事長はクラブの会務を掌りクラブを代表する。
- 3 理事長に事故があった場合は、理事長があらかじめ定めた順序により他の理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会の決議に基づき必要な事務を行う。

#### (理事会)

第24条 理事は理事会を組織する。

- 2 理事会は必要な都度理事長が招集し、その議長と なる。
- 3 理事会の招集は、議題を示して、会日の2週間以 上前にこれを行うものとする。ただし、緊急の場 合はこれを短縮しうる。
- 4 理事会の決議はすべて理事の過半数が出席し出 席者の過半数をもってこれを行う。ただし、可否 同数のときは、理事長がこれを決する。なお、理 事が理事会の決議の目的である事項について提 案をした場合において、当該提案につき理事(当 該事項について議決に加わることができるもの に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同 意の意思表示をしたとき(監事が当該提案につい て異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決 する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 5 理事会は次の事項を掌る。
- ① クラブの運営に関する方針の決定
- ② 会則及び会社が別に定める細則に規定する理事 会承認事項にかかる承認・不承認の決定
- ③ 会則及び諸規則等のうち専らクラブの運営に関 する部分の制定及び改廃
- ④ ゴルフ場の運営及び施設の改修等についての会 社に対する必要な助言及び勧告
- ⑤ 分科委員会の設置及び委員の委嘱
- ⑥ その他本会則に定める事項
- 6 会社は、次の事項については理事会と協議する。
- ① 年会費の増減額(ただし本会則施行時の年会費の 金額は会社が決定する。)
- ② 名義変更手数料の増減額(ただし本会則施行時の 名義変更料手数料の金額は会社が決定する。)
- ③ コースの全部又は一部の売却・閉鎖
- ④ 新たな種類の会員権の募集
- ⑤ 会社が別に定める細則、ゴルフ場利用約款等の諸規則の改廃(ただし当初のものは会社が単独で作成する。)

#### (監事の職務)

第25条

. 監事は理事の業務執行の状況を監査する。監事は理 事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければな らない。

#### (役員の任期)

第26条

理事の任期は2年とし、監事の任期は4年とし、いずれも再任を妨げない。ただし、名誉会長は終身とする。 2 補欠又は増員によって選任された理事又は監事の任期は、現任者の残存期間とする。

3 理事長、理事又は監事の任期が満了した場合、後任 者が選任されるまでは、前任者がその職務を行う。

#### (役員の給与)

第27条

役員は無給とする。ただし、本一般社団法人は交通費 等の実費を支給できるものとする。

#### (分科委員会の設置及び分科委員の選任)

第28条

本理事会の運営を補助するため、その下部機構として 分科委員会を設ける。分科委員会の設置は、会社の事 前承諾の上、本理事会が決定する。

- 2 分科委員会は原則として会社が運営するコース 毎に編成する。
- 3 分科委員長及び分科委員は、会社の事前承諾の上、会員の中より本理事会が選出し委嘱する。

#### (分科委員会の招集及び決議)

第29条

分科委員は分科委員会を組織し、必要に応じ委員長が これを招集する。但し、委員の過半数が出席(委任状 出席を含む)しなければ開会することができない。

- 2 分科委員会の決議は、出席委員の過半数で決し、 可否同数の場合は分科委員長がこれを決する。
- 3 分科委員会の決議事項は、本理事会の承認を得て 効力を生ずるものとする。

#### (分科委員の任期及び責任)

第30条

分科委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 分科委員会及び分科委員は、本理事会及び会社の 同意なくして会社に義務・責任を負担させること はできない。

#### (会員総会)

第31条

クラブ運営上の重要事項を付議するため又は会社の 提案する会員契約の内容についての重要な変更への 承認を付議するため、理事会が必要と認めたときは、 理事長は会員総会を招集することができる。会員総 会に関する詳細については理事会が詳細を定めるも のとする。

#### (経費)

第32条

クラブの経費は、クラブ運営に合理的に必要な範囲に おいて会社が負担する。

#### (事業年度)

第33条 クラブの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。

#### (その他)

第34条

クラブ運営に関して本会則に定めのない事項は、会社 のゴルフ場の経営権に反しない限り、理事会の決議に より制定することができる。

- 2 会員は、住所の異動、姓名の異動、法人会員の社名 変更及び代表者変更並びに連絡先の異動を直ち に書面にて会社に通知し、会社が別に定める細則 に規定する書面を提出しなければならない。
- 3 会社及びクラブは、会報、会社のホームページ又はクラブハウス内における掲示によって会員への通知を行うことができるものとする。ただし、権利義務に関する重要な事項については会員が会社に届けた連絡先(特段の届出がない場合には住所とする)に文書にて行うものとし、万一不送達の場合でも通常送達すべき時点において送達が完了したものとみなすものとする。

#### 附則

- 1 東京地方裁判所平成24年(ミ)第12号、同第13号会社更生事件 についての更生計画における会員権債権についての権利変更 の規定は本会則に優先して適用される。
- 2 本会則の改正は、過半数の理事が出席する理事会においてその 議決権の過半数の賛成により可決した場合に、会社の承認を得 て行うものとする。

本会則は東京地方裁判所平成24年(ミ)第12号、同第13号会社更 生事件についての更生計画における免除効力発生日よりこれを施 行する。

コーポレート会員 会員規約変更 第4条、第12条は 2016年4月22日(理事会承認日)より改訂施行する。

#### 第8条新設

第9条標題変更 第4項追加 第12条 条番号変更、第1項変更 第13条、第14条新設 第15条以降 条番号変更 第21条、22条、23条、26条 一部修正 2025年8月28日改訂 2025年9月10日より施行する。

## 太平洋アソシエイツ運営事務細則

#### (総則)

第1条

この細則は太平洋アソシエイツ会則に基づき運営に 必要な事項を定める。

#### (競技規則)

第2条

競技に関しては原則として日本ゴルフ協会制定のゴルフ規則による。

2. 各施設のローカル・ルール競技規則の制定変更 は、会社の承認を得て理事会がこれを決定する。

#### (年会費)

第3条

年会費は下記のとおりとする。但し、下記金額は消費税を含まない。尚、年会費の徴収期間は、毎年4月から3月までとする。

太平洋アソシエイツ 54,000円 太平洋アソシエイツ(平日会員) 36,000円

#### (名義変更)

第4条

会員が、会員名義を譲渡により変更する時は、下記の 書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければなら ない。尚、譲渡人と譲受人の捺印は全て印鑑証明届出 印による。

- 1. 譲渡人・譲受人連名による名義変更申請書
- 2. 会員資格保証金預り証書 (無額面会員については 会員資格証書。いずれも譲渡人の裏書署名捺印 を要する)
- 3. 譲渡人・譲受人の印鑑証明書各1通(名義変更申 請書を会社に提出した日の前3か月以内発行の もの)
- 4. 譲渡人・譲受人(法人である場合には登録人)の住 民票各1通(名義変更申請書を会社に提出した日 の前3か月以内発行のもの)
- 5. 譲渡人又は譲受人が法人である場合には商業登 記簿謄本又は資格証明書各1通(名義変更申請書 を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの)
- 6. 譲渡人(譲渡人が法人である場合には登録人)の メンバーズ・カード
- 7. 譲渡人(譲渡人が法人である場合には登録人)の ネーム・プレート
- 8. 譲受人記入による入会申込書
- 9. 譲受人記入による承諾書
- 10. 譲受人記入による事品音
- 11. 譲受人の入会を推薦する推薦保証書(会員2名又 は理事の署名捺印を必要とする)
- 12. 譲受人記入によるアンケート
- 13. 譲受人の写真2枚
- 14. 譲渡人又は譲受人が名義変更にかかる手続を第 三者に代行委任する場合は委任状
- 15. 譲受人が他クラブハンディ取得者である場合に はこれを証明する書面写し

#### (配偶者又は親族(一親等)間の名義変更)

第5条

会員が、配偶者又は親族(一親等)間で会員名義を変更 する時は、下記の書類を会社に提出し、理事会の承認 を得なければならない。尚、譲渡人と譲受人の捺印は 全て印鑑証明届出印による。

- 1. 譲渡人・譲受人連名による名義変更申請書
- 2. 会員資格保証金預り証書 (無額面会員については 会員資格証書。) いずれも譲渡人の裏書署名捺印 を要する。
- 3. 譲渡人・譲受人の印鑑証明書各1通(名義変更申 請書を会社に提出した日の前3か月以内発行の もの)
- 4. 譲渡人・譲受人の住民票各1通(名義変更申請書を 会社に提出した日の前3か月以内発行のもの)
- 5. 戸籍謄本(譲受人が譲渡人の配偶者又は親族一親 等であることを証明するものとして)
- 6. 譲渡人のメンバーズ・カード
- 7. 譲渡人のネーム・プレート
- 8. 譲受人記入による入会申込書
- 9. 譲受人記入による承諾書
- 10. 譲受人記入による誓約書

- 11. 譲受人記入によるアンケート
- 12. 譲受人の写真2枚
- 13. 譲渡人又は譲受人が名義変更にかかる手続を第 三者に代行委任する場合は委任状
- 14. 譲受人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し

#### (パーソナル会員「プラス I |の名義変更)

第6条

会員が、配偶者、あるいは一親等以内の直系卑属又はその配偶者に、パーソナル会員「プラス I 」の会員名義を変更する時は、下記の書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、譲渡人(相続の場合を除く)と譲受人の捺印は全て印鑑証明届出印による。

- 1. 譲渡人(相続の場合を除く)・譲受人連名による名 義変更申請書
- パーソナル会員「プラス I 」会員資格証書(譲渡人の裏書署名捺印を要する)
- 3. 譲渡人(相続の場合を除く)・譲受人の印鑑証明書 各1通(名義変更申請書を会社に提出した日の前 3か月以内発行のもの)
- 譲渡人(相続の場合を除く)・譲受人の住民票各1 通(名義変更申請書を会社に提出した日の前3か 月以内発行のもの)
- 5. 戸籍謄本(譲受人が譲渡人の一親等内の直系卑属又 はその配偶者であることを証明するものとして)
- 6. 譲渡人のメンバーズ・カード
- 7. 譲渡人のネーム・プレート
- 8. 譲受人記入による入会申込書
- 9. 譲受人記入による承諾書 10. 譲受人記入による誓約書
- 11. 譲受人記入によるアンケート
- 12. 譲受人の写真2枚
- 13. 譲渡人又は譲受人が名義変更にかかる手続を第 三者に代行委任する場合は委任状
- 14. 譲受人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し譲渡人が死亡したことにより、譲受人にパーソナル会員「ブラス I」の会員名義を変更する時は、上記の書類に加えて、以下の書類を提出することを要する。尚、捺印は全て印鑑証明届出印による。
- 15. 法定相続人全員の署名捺印(相続人が未成年者の場合は親権者の署名捺印と親権者であることの証明の為の戸籍謄本が必要)がなされた同意書ししくは、遺産分割協議書、家庭裁判所・公証人により検認を受けた遺言等により被相続人から相続人への相続手続が完了していることが解る資料
- 16. 法定相続人全員の印鑑証明書各1通(名義変更申 請書を会社に提出した日の前3か月以内発行の もの)
- 17. 会員権を相続する相続人が法定相続人であることを証する戸籍謄本(被相続人の誕生から死亡迄の戸籍謄本)

#### (死亡相続による会員資格の承継)

第7条

会員が死亡した場合、法定相続人が会員権を相続することにより会員資格を承継することが出来る。死亡した会員名義の会員権を相続人が相続する場合は、下記書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、捺印は全て印鑑証明届出印による。

- 1. 法定相続人全員の署名捺印(相続人が未成年者の 場合は親権者の署名捺印と親権者であることの 証明の為の戸籍謄本が必要)がなされた同意書も しくは、遺産分割協議書、家庭裁判所・公証人によ り検認を受けた遺言等により被相続人から相続 人への相続手続が完了していることが解る資料
- 2. 法定相続人全員の印鑑証明書各1通(名義変更申 請書を会社に提出した日の前3か月以内発行の もの)
- 3. 会員権を承継する相続人が法定相続人であることを証する戸籍謄本(被相続人の誕生から死亡迄の戸籍謄本)

- 会員権を承継する相続人記入による名義変更申 請書
- 会員資格保証金預り証書 (無額面会員については 会員資格証書)
- 被相続人のメンバーズ・カード
- 被相続人のネーム・プレート
- 相続人記入による入会申込書
- 相続人記入による誓約書
- 10. 相続人記入によるアンケート
- 11. 相続人の写真2枚
- 被相続人又は相続人が名義変更にかかる手続を 第三者に代行委任する場合は委任状
- 13. 相続人が他クラブハンディ取得者である場合に はこれを証明する書面写し

#### (合併・会社分割による資格の承継)

第8条

合併により、法人会員資格又はコーポレート会員資格 が被合併会社より合併会社に承継される場合、又は、 会社分割により法人会員資格又はコーポレート会員 資格が分割法人より分割承継法人に承継される場合 (以下、被合併法人及び分割法人を併せて「譲渡法人| という。また、合併法人及び分割承継法人を併せて「譲 受法人」という)は、下記書類を会社に提出し、理事会 の承認を得なければならない。尚、捺印は全て印鑑証 明書届出印による。

- 譲受法人記入による名義変更申請書
- 会員資格保証金預り証書(預託金付会員)又は会 2 員資格証書(無額面会員コーポレート会員)
- 譲受法人の商業登記簿謄本並びに譲渡法人の商 業登記簿謄本(変更事項の記載のあるもの)
- 譲受法人の印鑑証明書1通(名義変更申請書を会 社に提出した日の前3か月以内発行のもの)
- 5. 旧登録人のメンバーズ・カード (合併・会社分割に より登録人に変更がない場合を除く)
- 旧登録人のネーム・プレート(合併・会社分割によ 6. り登録人に変更がない場合を除く)
- 譲受法人記入による入会申込書 7
- 新登録人の住民票1通(名義変更申請書を会社に 提出した日の前3か月以内発行のもの)
- 新登録人による誓約書
- 10. 新登録人によるアンケート
- 11. 新登録人の写真2枚
- 12. 譲渡法人又は譲受法人が名義変更にかかる手続 を第三者に代行委任する場合は委任状
- 13. 新登録人が他クラブハンディ取得者である場合 にはこれを証明する書面写し

#### (退会・除名)

第9条

会員が退会を希望する場合、又は除名により会員資格 を喪失する場合には下記の書類を会社に提出しなけ ればならない。退会を希望する場合には、下記の書類 の全てが会社に提出された事実をもって退会の意思 表示が会社に対してなされたものとみなし、書類受領 時点において退会とする。尚、捺印は全て印鑑証明書 届出印による。

- 会員資格保証金預り証書 (預託金付会員) 又は会 員資格証書 (無額面会員・パーソナル会員・パーソ ナル会員「プラス I」・コーポレート会員)尚、入会 時に会員資格証書を付与されていない会員につ いては会員資格証書の提出を要しない。
- 退会届(但し、除名の場合には提出を要しない)
- 退会会員又は除名された時は会員の印鑑証明書1 通(退会届を会社に提出した日の前3か月以内発 行のもの)
- 退会・除名会員のメンバーズ・カード
- 6. 退会・除名会員のネーム・プレート

#### (死亡退会)

第10条

会員が死亡し、相続人が退会を希望する場合には、下 記の書類を会社に提出しなければならない。下記の 書類の全てが会社に提出された事実をもって死亡退 会の意思表示が会社に対してなされたものとみなし、 書類受領時点より退会とする。但し、パーソナル会員・

パーソナル会員「プラスI」については会員の死亡に より当然に退会する。尚、捺印は全て印鑑証明書届出 印による。

- 法定相続人全員の署名捺印(相続人が未成年者の 場合は親権者の署名捺印と親権者であることの 証明の為の戸籍謄本が必要)がなされた同意書
- 法定相続人全員の印鑑証明書各1通(名義変更 申請書を会社に提出した日の3か月以内発行の \$00)
- 同意書の作成者がいずれも法定相続人であるこ とを証する戸籍謄本(被相続人の誕生から死亡迄 の戸籍謄本)
- 会員資格保証金預り証書 (預託金付会員) 又は会 員資格証書(無額面会員・パーソナル会員・パーソ ナル会員「プラス I」・コーポレート会員等)。尚、 入会時に会員資格証書を付与されていない会員 については会員資格証書の提出を要しない。
- 退会届(尚、記入及び捺印については相続人又は 法定相続人の代表による)
- 被相続人のメンバーズ・カード
- 被相続人のネーム・プレート

#### (解散による退会)

第11条

法人会員、コーポレート会員が法人を解散した場合 は、下記の書類を会社に提出し、退会する。尚、捺印は 全て印鑑証明書届出印による。

- 解散法人の解散登記済登記簿謄本1通
- 清算人による念書
- 清算人届出印の証明(念書を会社に提出した日の 前3か月以内発行のもの)
- 会員資格保証金預り証書 (預託金付会員) 又は会 員資格証書(無額面会員・コーポレート会員)
- 退会届
- 6. 登録人のメンバーズ・カード
- 登録人のネーム・プレート

#### (移籍による退会)

**第12**条

パーソナル会員が、パーソナル会員「プラス I |へ移籍 する時は、下記書類を会社に提出し、理事会の承認を 得なければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出 印による。

- 1. パーソナル会員「プラス I 」移籍申請書
- 2. パーソナル会員資格証書
- パーソナル会員「プラスI」入会申込書
- 印鑑証明書1通(移籍申請書を会社に提出した日 の前3か月以内発行のもの)
- 住民票1通(移籍申請書を会社に提出した日の前 3か月以内発行のもの)
- 移籍会員の退会届
- 移籍会員記入による誓約書
- 移籍会員記入によるアンケート 8
- 移籍会員の写真2枚 9
- 10. 移籍にかかる手続を第三者に代行委任する場合 は委任状
- 11. 移籍会員のメンバーズ・カード
- 12. 移籍会員のネーム・プレート

#### (同一法人内登録人変更)

第13条

法人会員及びコーポレート会員の法人内で登録人(利 用者、1名に限定)を変更する時は、下記書類を会社に 提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、捺 印は全て印鑑証明書届出印による。

- 法人会員又はコーポレート会員登録人変更申請書
- 印鑑証明書1通(登録人変更申請書日付の前3か月 以内発行のもの)
- 法人会員商業登記簿謄本 3
- 新登録人の住民票1通(登録人変更申請書を会社 に提出した日の前3か月以内発行のもの)
- 登録人変更届
- 誓約書
- 新登録人記入によるアンケート

- 8. 新登録人の写真2枚
- 9. 登録人変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
- 10. 旧登録人のメンバーズ・カード
- 11. 旧登録人のネーム・プレート

#### (商号・代表取締役・組織の変更)

#### 

法人会員及びコーポレート会員が商号・代表取締役等を変更し、又は組織を変更する場合には、下記の書類を会社に提出しなければならない。届出無きために発生した不都合については、会社はその責に任じない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

- 1. 商号・代表取締役等又は組織変更届
- 2. 印鑑証明書1通 (変更届を会社に提出した日の前 3か月以内発行のもの)
- 3. 法人会員商業登記簿謄本 (変更事項の記載のある もの)
- 4. 会員資格保証金預り証書又はコーポレート会員 資格証書(商号・組織変更時)
- 5. 誓約書

#### (名字・氏名の変更(改姓・改名))

### 第15条 会員(法人会

会員(法人会員の登録人を含む。)が名字・氏名を変更(改姓・改名)する時は下記の書類を会社に提出しなければならない。届出無きために発生した不都合については、会社はその責に任じない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

- 1 改姓(改名)届
- 2. 戸籍謄本及び同附表謄本1通(改姓(改名)を証す るもので、改姓(改名)届を会社に提出した日の前 3か月以内発行のもの)
- 3. 会員資格保証金預り証書(預託金付会員)又は会 員資格証書(無額面会員・パーソナル会員)。尚、 入会時に会員資格証書を付与されていない会員 については会員資格証書の提出を要しない。
- 4. 誓約書
- 5. メンバーズ・カード
- 6. ネーム・プレート
- 7. 写真2枚

#### (住所の変更)

### 第16条

会員(法人会員の登録人を含む。)が住所を変更(住居表示変更を含む)した時は、下記の書類を会社に提出しなければならない。届出無きために発生した不都合については、会社はその責に任じない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

- 1. 住所変更届
- 2. 住民票(変更後住所の記載のあるもの。個人会員 の場合。住所変更届を会社に提出した日の前3か 月以内発行のもの)
- 3. 商業登記簿謄本(変更後住所の記載のあるもの。 法人会員の場合。住所変更届を会社に提出した 日の前3か月以内発行のもの)

#### (会員資格保証金預り証書又は会員資格証書の紛失・盗難)

第17条 会員資格保証金預り証書又は無額面会員・パーソナル 会員・パーソナル会員「プラスI」・コーポレート会員 が会員資格証書を紛失又は盗難により喪失した場合 には、下記書類を会社に提出しなければならない。尚、 捺印は全て印鑑証明書届出印による。

- 1. 会員資格保証金預り証書又は会員資格証書紛失届
- 2. 紛失事情顛末書
- 3. 警察署の遺失届出証明書(盗難の場合)
- 4. 住民票1通(個人会員の場合。紛失届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの)
- 5. 商業登記簿謄本1通(法人会員の場合。紛失届を 会社に提出した日の前3か月以内発行のもの)
- 印鑑証明書1通(変更届を会社に提出した日の前 3か月以内発行のもの)

#### (会員資格保証金預り証書又は会員資格証書の再発行)

#### **笙1**8冬

会員は、前条による紛失届出後1か月以上経過し、会員資格保証金預り証書又は会員資格証書の再発行に伴う紛争、事故がないと会社が判断する場合には、会員資格保証金預り証書又は会員資格証書の再発行を会社に申請することが出来る。この場合、会員は下記の書類を会社に提出しなければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

- 1. 会員資格保証金預り証書又は会員資格証書再発 行申請書
- 2 再発行に伴う念書
- 3. 入会申込書
- 4. メンバーズ・カード(法人会員は登録人のもの)
- 5. 写真2枚

#### (変更手数料)

第19条 各変更手数料については以下のとおりとする。但し、 下記金額は消費税を含まない。

種類	正会員	継承会員	平日会員	バーソナル会員 「プラスI」	コーポレート会員
名義変更	200万円	200万円	100万円	-	-
親族一親等間の名義変更	20万円	20万円	20万円	-	_
死亡相続による名義変更※1	20万円	20万円	-	-	-
合併・会社分割による名義変更	20万円	20万円	-	-	20万円
パーソナル会員「プラスI」の名義変更	-	-	-	20万円	-
パーソナル会員「プラス I」への移籍料※2	-	-	_	50万円	_
法人内登録人変更	20万円	20万円	20万円	-	20万円
会員資格証書等の再発行	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
商号等変更·組織変更	無料	無料	無料	-	無料
改姓·改名·住所変更	無料	無料	無料	無料	無料

※1 死亡相続の後、売却又は退会を予定する場合に徴収しない。※2 パーソナル会員「プラス I」への移籍料にはパーソナル会員 入会金とパーソナル「プラス I」会員入会金の差額を含む

#### (施設利用上の遵守事項)

第20条

会員(法人会員の登録人を含む。)が会社の施設を利用するにあたっては、以下を理解・遵守し、ゲストに対しても本条記載事項を理解・遵守させるよう努めなければならない。

- 1. 会員が会社の施設を利用する場合には、必ずメン バーズ・カードをフロント提示しなければならない。
- 2. 会員は会社の施設を利用するにあたっては、マナーを守り、安全に会社の施設を利用するよう努めなければならない。会社の施設を安全に利用するために、会員は各施設責任者の指示に従わなければならない。
- 3. 会員は直接会社の従業員に対し、心付等金品を与 えてはならない。
- 4. 会員は直接会社の従業員を懲戒することはできない。懲戒を必要とする場合には会社の責任者に申し出なければならない。
- 5. 会社は施設内において生じた来場者の所有物の破損・毀損・紛失・盗難に対してその責を負わない。
- 6. 会員及びゲストは会社の定める開業日・開場時間 においてのみ会社の施設を利用することができ る。尚、施設の開場及び閉場は、原則として営業開 始30分前から営業終了30分後とする。会社は、会 社の都合により定休日・臨時休業日を設けること が出来、また営業時間を変更することが出来る。
- 7. 会員及びゲストは、会社の施設を利用する場合、 会社が別途定めるゴルフ場利用約款を遵守しな ければならない。

#### (休会)

第21条

会員が以下の事由に該当する場合には、会社に休会を申請することが出来る。この場合、会員は会社に対し、別途会社の定める書式による休会届及び休会事由に該当することを証する書面を提出しなければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。 休会申請に対する承認については、理事会がこれを決定する。

- 1. 主たる居住地域が日本国外となり、会社の施設の 利用が著しく困難となった場合
- 2. 一年を超過する期間ゴルフプレーが困難となる ことが予測される程度の疾病・負傷となり、会社 の施設の利用が著しく困難となった場合
- 3. 休会の有効期限は、休会の申請を行った会計年度 に限られる。次年度以降において継続して休会 を希望する会員は、会計年度開始日より2か月以 内に改めて休会の申請を行わなければならない。
- 4. 休会年度における年会費については免除する。
- 5. 第1項に定める休会事由に該当しなくなった会員は、遅滞なく会社に対し、その事実を、別途会社の定める書式により報告しなければならない。 休会事由に該当しなくなった会員は、当該年度の年会費を会社に対して支払うことにより、会員としての資格を復活させることが出来る。

#### (休会の撤回)

第22条

前条に基づき休会した会員が、休会の撤回を希望する場合には、別途会社の定める書式による休会撤回届を提出しなければならない。 休会撤回の申請に対する承認については、理事会がこれを決定する。 休会撤回を申請した会員は、理事会が休会撤回を承認した後、申請年度の年会費を会社に支払って会員として復帰する。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

#### (再預託金)

第23条

更生計画(東京地方裁判所平成24年(ミ)第12号、同第13号)第3章第4節第2の1.(1)に基づき、「(ii)会員権の継続保有(再預託あり)」を選択した会員は、会社に対し、更生計画に定める会員資格保証金としての再預託金を一括弁済日までに預託しなければならない。会員が一括弁済日までに再預託金を預託しない場合会社は、太平洋クラブ会則第11条①に基づき、当該会員を除名することができる。なお、本条における用語の意味は、更生計画の定めと同一とする。

#### (事務細則の変更)

第24条 会社は、理事会の承認を経て、本事務細則の一部又は 全部を変更することが出来る。

本事務細則は東京地方裁判所平成24年(ミ)第12号、同第13号会社 更生事件についての更生計画における免除効力発生日よりこれを 施行する。

コーポレート会員 会員規約変更 第9条、第19条は 2016年4月22日(理事会承認日)より改訂施行する。

年会費改定 2018年4月1日より改定施行する。